

地方自治のしくみ

1 / 1

現代社会

憲法

政治

経済

国際社会

これから

今日の問い

地方自治はどのようなしくみで、住民にはどんな権利があるのだろうか。

読み終えたら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 地方自治のしくみ

首長と議会

ちほうじち 地方自治

地域の政治を住民の意思で行うこと。

しゅちょう 首長

都道府県知事や市町村長のこと。

じょうらい 条例

地方議会が、その地域だけに定めるきまり。

都道府県や市町村などの**地方公共団体**(地方自治体)が、地域の政治を住民の意思と責任で行うことを**地方自治**という。身近な政治に参加することで民主主義が学べるため、「民主主義の学校」ともよばれる。憲法には地方自治の原則が定められ、くわしいきまりは**地方自治法**にある。

地方公共団体には、**首長**(都道府県知事・市町村長)と**地方議会**がある。どちらも住民が直接選挙で選ぶ。任期は4年で、立候補できる年齢は、知事が30歳以上、市町村長と地方議員が25歳以上である。議会は、その地域だけに通用する**条例**を定め、予算を決める。首長は、予算案をつくり、条例にもとづいて仕事を進める。首長と議会は対等で、議会は首長の不信任を議決でき、不信任の議決を受けた首長は議会を解散できる。このように、おたがいをおさえ合う関係にある。

機関	選ばれ方	主な仕事
首長	住民の直接選挙	予算案の作成・仕事の執行
地方議会	住民の直接選挙	条例の制定・予算の議決

2 住民の権利

直接請求

ちよくせつせいいきゅう 直接請求

住民が署名を集めて、条例の制定などを直接求めること。

リコール

首長や議員をやめさせるよう求める請求のこと。

じゅうみんとうひょう 住民投票

地域の重要な問題について、住民の意思を投票でたずねること。

住民は、選挙のほかにも政治に参加する権利をもつ。有権者が一定数以上の署名を集めると、**直接請求**ができる。条例の制定・改廃の請求や、事務の監査の請求は、有権者の50分の1以上の署名で行う。議会の解散や、首長・議員の解職(**リコール**)の請求は、原則として有権者の3分の1以上の署名が必要で、住民投票にかけられる。請求先は、条例は首長、監査は監査委員、解散や解職は選挙管理委員会である。

地域の重要な問題について、住民の意思をたずねる**住民投票**が、条例にもとづいて行われることもある。結果に法的な拘束力はないが、政治に大きな影響をあたえる。また、一つの地方公共団体だけに適用される特別法は、住民投票で過半数の同意がなければ制定できない。住民の関心と参加が、地方自治を支える。

問いへの答え

地方自治は、住民が直接選挙で選ぶ首長と地方議会によって進められ、議会が条例や予算を決め、首長が仕事を執行するしくみである。住民には、署名を集めて条例の制定や議員・首長の解職を求める直接請求の権利があり、重要な問題では住民投票が行われることもある。

次は ノート で、下線に語句を書きながら確かめよう →

